

吹田市立障害者支援交流センター条例及び同条例施行規則の一部改正の骨子案について

1 概要

平成13年（2001年）5月に障がい者の自立や社会参加の支援を目的とする施設として開設しました吹田市立障害者支援交流センター（以下「あいほうぶ吹田」といいます。）におきましては、現在、障害者総合支援法に基づく生活介護と短期入所の障がい福祉サービスを民間事業者への業務委託により実施し、施設の管理を市が直接行っています。

現在、本市におきましては、医療的ケアを要する重度障がい者へのサービスの確保策及び支援体制の構築が課題となっています。そのため、意欲のある事業者がより力を発揮しやすい環境とすることで、あいほうぶ吹田において医療的ケアを要する重度障がい者の安定した受入れが進むよう、また、施設をより効率的に維持管理するとともに、一層有効に活用できるよう、あいほうぶ吹田の管理運営方法を見直し、指定管理者制度を導入しようとするものです。

2 改正する条例及び規則並びに改正内容

(1) 吹田市立障害者支援交流センター条例

障がい福祉サービスの実施、利用の許可、利用料金の設定や徴収等のあいほうぶ吹田の管理に係る業務を、法人であって市長が指定する者に行わせることとします。

(2) 吹田市立障害者支援交流センター条例施行規則

指定管理者制度の導入に伴い、指定の手続、指定期間、指定管理者の遵守事項等について定めることとします。

3 施行予定年月日

令和5年（2023年）4月1日